20246作成

## あき地の草刈りは ぜひおまかせください。

お問合わせ 63 0533-84-1851

受付時間 8:30 ~ 17:15 (土日祝・年末年始を除く)



1. 会員1名での「草刈機」作業

1作業当たり ①

3,366円~

2. 刈った草の処分をすると・・・

1作業当たり ②

5.482円



☆処分作業

2,882円

☆市の清掃工場に払う処分 2,600円

※会員が軽ダンプ自動車で約200kgの草 を1回豊川市清掃工場へ運ぶ場合

およそ①~②の費用がかかりますが、②については、処分する草の 量で金額は増減します。詳しくはお電話にてお問い合わせ下さい。

(ご希望によりお見積りいたします。)

※6月~10月の繁忙期には、1月以上お待ちいただくことがありま すので、お急ぎの方はお早めにご連絡ください。

〒442-0067 豊川市金屋西町三丁目1番地 【市役所の東 法務局のすぐとなり】



